

令和3年5月14日

修学旅行説明会資料

荒川区立第三中学校長  
小柴 憲一

### 修学旅行のキャンセル料に伴う保護者負担と延期の考え方について

#### 1 昨年度との違い

昨年度は、国がキャンセル料金に伴う保護者負担に対して、都道府県を通じて各区市町村に補助金を出しましたが、今年度はありません。

荒川区でも予算化はしていません。

したがって、キャンセル料金に関しては保護者負担になります。

#### 2 旅行業者がキャンセル料金を保護者負担としない場合とする場合

##### (1)緊急事態宣言が発出されている場合

保護者負担とはなりません。

##### (2)まん延防止等重点措置が適用されている場合、もしくは都府県知事が県をまたぐ移動自粛を要請した場合

保護者負担となります。

※荒川区教育委員会では、まん延防止等重点措置が適用されていることだけをもって実施不可とはしていませんので、その場合は実施いたします。ただし、県をまたぐ移動自粛要請が出た場合は、延期といたします。

#### 3 宿泊先のキャンセル料金

修学旅行を中止にしたり、方面を全く異なる方面に変更したりした場合は、企画の立案し直しになるので、旅行業者の企画料金(7,124円)がキャンセル料金として発生しますが、宿泊先のキャンセル料金は何日前のキャンセルかによって変動します。

旅行業者と確認した宿泊先のキャンセル料金は以下のとおりです。

##### (1)6月10日(木)宿泊予定の「飛鳥荘」(1泊:13,750円)

取消日	<当日> 6月10日 (木)	<前日> 6月9日(水)	<3日前から> 6月7日(月) 以降	<7日前から> 6月3日(木) 以降	<30日前から> 5月11日(火) 以降	<90日前から> 3月12日(金) 以降
取消料率	100%	80%	50%	30%	20%	10%
取消料	13,750円	11,000円	6,875円	4,125円	2,750円	1,750円

※「飛鳥荘」は日にちを変更しても10%(1,750円)の費用がかかるところでしたが、旅行業者との折衝により、費用はかからなくなりました。

##### (2)6月11日(金)宿泊予定の「松井本館」(1泊:13,750円)

取消日	<当日> 6月11日 (金)	<前日> 6月10日 (木)	<2日前> 6月9日 (水)	<3日前> 6月8日 (火)	<4日前> 6月7日 (月)以降	<30日前から> 5月12日 (水)以降	<90日前から> 3月13日 (土)以降
取消料率	100%	80%	70%	60%	50%	40%	30%
取消料	13,750円	11,000円	9,625円	8,250円	6,875円	5,500円	4,125円

※「松井本館」は日にちを変更するだけなら費用はかかりません。京都市内はそのような宿が多いようです。

#### 4 対応の基本方針

- (1)子どもたちの感染防止策を十分にとること。
- (2)保護者の私費負担を最小限にすること。
- (3)仮に延期したとしても、再延期を余儀なくされることが十分考えられることを踏まえること。

#### 5 対応案

昨年度の修学旅行の際の感染防止策以上の対策(学級ごとにバスで移動する、公共交通機関を利用した班別行動を減らす、食事は常に教員の管理下等)をとっていることを踏まえ、以下のとおりとします。

- (1)5月31日をもって緊急事態宣言が解除され、東京都・奈良県・京都府について県をまたぐ移動の自粛要請が出ていない場合は、仮にまん延防止等重点措置が適用されていても実施します。
- (2)緊急事態宣言が延長されて宣言が6月10日にかかることが明らかになった場合はその時点で、また東京都・奈良県・京都府が県をまたぐ移動の自粛要請をした場合は「飛鳥荘」のキャンセル料金が30%に上がる前日の6月2日(水)までに延期の措置を執ります。

#### 6 延期の場合の考え方

##### (1)「飛鳥荘」「松井本館」の利用を優先

予定している宿泊施設が、延期したとしても利用する場合はキャンセル料金を発生させないことから、「飛鳥荘」「松井本館」の順に宿泊できる日程をさがすよう旅行業者に依頼します。

その場合、7月の予約がすでに入っていることから、時期の優先順位は以下のとおりとなります。

- ①9月・10月で予約がとれるか
- ②8月末に予約がとれるか
- ③3月の受験後の日程で予約がとれるか

##### (1)「飛鳥荘」をキャンセルする場合

この優先順位で、適切な時期(後述の「7」を参照)に予約がとれない場合は、キャンセル料金の安い方の「飛鳥荘」をキャンセルして、「松井本館」の予約をとれる日程に合わせて、京都市内及び滋賀県(琵琶湖周辺)などで宿泊先をさがすよう旅行業者に依頼します。都府県知事による「県をまたぐ移動自粛要請」によりキャンセルする場合は、キャンセル料金2,750円は保護者負担となることをご理解ください。そして、この場合の実施時期や宿泊先候補の優先順位は以下のとおりとなります。

- ①9月・10月実施で、「松井本館」連泊予約がとれるか
  - ②9月・10月実施で、1泊は「松井本館」で、もう1泊は他の宿泊先の予約がとれるか
  - ③8月末に実施にし、「松井本館」連泊予約がとれるか
  - ④8月末に実施にし、1泊は「松井本館」で、もう1泊は他の宿泊先の予約がとれるか
  - ⑤3月の受験後の日程で、「松井本館」連泊予約、もしくは「松井本館」と他の宿泊先の予約がとれるか
- なお、いずれの場合も、交通費の増額にならないよう修学旅行専用列車が発着している日にちに絞って予約作業をしてもらいます。また、9月・10月や8月末で予約がとれて準備を進めていても、再び緊急事態宣言の発出などにより延期せざるを得ない場合は、3月の実施となります。

#### 7 修学旅行実施と進路決定の関係

- (1)最も望ましいのは、1学期に「運動会」「修学旅行」を終えて、夏休み以降は志望校あるいは関心のある学校の説明会参加・見学等により、2学期から進路選択に専念していくことです。
- (2)次は、9・10月の中で、9月29・30日の定期考査に影響が出ない日程で、受験勉強に取り組む隙間で実施することです。なお、11月15・16・17日に2学期2回目の定期考査があることと、三者面談の実施など、進路決定の重要な時期になっているため、11・12月の実施はありません。
- (3)夏休み期間中の8月末の実施は、夏期講習・模擬試験・高校見学などに影響することも考えられますが、3月の都立分割後期・二次募集の学力検査後から発表までの進路決定者と未決定者が混在している状況で実施するよりは、学校教育として3年生全体への教育的配慮がされている8月末を優先せざるを得ないことをご理解ください。